

1. 色彩のみからなる商標

①制度概要

2015年4月1日に施行された改正商標法により、色彩のみからなる商標が登録できるようになった。

<識別力判断>

色彩のみからなる商標についても、伝統的商標と同様に、識別力の有無について判断される。識別力判断においては、商標見本及び商標の詳細な説明の記述（カラーコード等を記載し、色彩を特定。）を勘案した上で、総合的に判断される。

単色の色彩および複数の色彩を組み合わせた商標については、原則として識別力が認められず、使用により顕著性を獲得した場合にのみ、登録が認められると考えられる。

<類否判断>





色彩のみからなる商標は、対比する両商標の外観について、当該色彩が有する色合い、彩度、明度等を総合的に勘案して、類否判断が行われると考えられる。

（例：単色の商標の類否判断において、赤と深紅色は類似だが、深紅色とピンクは非類似。）

<独占適応性>

商標法第4条第1項第18号の規定により、例えば、商品「自動車用タイヤ」に単色「黒色」といった出願は、登録が認められないものと考えられる。

②諸外国での登録例

CTM（共同体商標）		豪州	米国
			
商標番号：8298499 第4類等	商標番号：8683633 第9類等	商標番号：780092 第6類等	登録番号：3361597 第25類「女性用ファッションデザイン履物」
<識別力判断>			
<ul style="list-style-type: none"> ・単色の色彩のみからなる商標は、全ての商品・サービスにおいて、本来的に識別力はない（但し、極めて特殊な場合を除く）。 ・色彩の組合せからなる商標の場合、識別力の有無は個別に判断されるが、外観上、色彩が商品を装飾したものにすぎない場合には、識別力はないものとされている。 		<ul style="list-style-type: none"> ・商品の外装色として使用される単色の色彩のみからなる商標は、本来的に識別性はない。但し、使用による顕著性獲得を示す証拠の提出は可。 ・色彩の組合せからなる商標の場合、一定程度識別力を有 	<ul style="list-style-type: none"> 単色の色彩のみからなる商標と、色彩の組合せからなる商標は、本来的に識別力はない。